

ID: 1694

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	操作施設についての措置命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第21条の3第1項及び第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第21条の3の規定による。</p> <p>第21条の3 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第1項又は第2項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該操作施設の開口部の閉塞その他当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第3項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p> <p>3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>4 第12条の2第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日